

★ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（条例第四十八号）（業務プロセス改革課）

一 制定の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、県の執行機関内における個人番号の利用について必要な事項を規定するため、この条例を制定した。

二 施行期日

平成二十八年一月一日

★ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第四十九号）（警察本部）

一 改正の理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され、特定遊興飲食店営業の許可制度が新たに設けられたことなどに伴い、関係条例について必要な規定の整備を行った。

二 改正の内容

1 広島県青少年健全育成条例の一部改正

「深夜」の終期を「日出時」から「午前六時」に改めるとともに、引用条項の整理を行った。

2 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正

引用条項の整理を行った。

3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正

次のとおり改正を行った。

(一) 次の地域における風俗営業者（ぱちんこ屋等を除く。）の営業延長許容時間を条例で定めることとされたことに伴い、従前どおり、午前一時までとした。

広島市中区のうち銀山町、胡町一番街区から五番街区まで、堀川町一番街区から四番街区まで、新天地一番街区、六番街区及び七番街区、流川町、菓研堀、弥生町、西平塚町、田中町並びに三川町一番街区、八番街区及び九番街区（以下「流川地区」という。）

(二) 風俗営業者（ぱちんこ屋等に限る。）の営業を禁止する時間の始期を「日出時から」から「午前六時後」に改めた。

(三) ゲームセンターを営む風俗営業者が、午後六時以後午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならぬこととした。

(四) 特定遊興飲食店営業の深夜における営業に係る騒音及び振動の規制の数値を飲食店営業の規制の数値と同一とした。

(五) 特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所の設置が許容される地域を、流川地区のうち、病院等の周囲から二十メートルの区域内の地域以外の地域とした。

(六) 特定遊興飲食店営業者は、午前五時から午前六時までの時間においては、その営業を営んではならないこととした。

(七) 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないこととした。

- (1) 営業所で卑わいな行為若しくは容装をし、その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- (2) 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- (3) 営業中において、客室への出入りが困難となるような施錠等をしないこと。

(八) 風俗環境保全協議会を置く地域は、流川地区とした。

(九) 必要な規定の整理を行った。

4 広島県警察関係手数料条例の一部改正

特定遊興飲食店営業許可申請手数料の新設等を行った。

5 広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部改正

風俗案内を行ってはならない時間の終期を「日出時」から「午前六時」に改めるとともに、引用条項の整理を行った。

三 施行期日等

1 施行期日

平成二十八年六月二十三日。ただし、3については、同年三月二十三日

2 広島県青少年健全育成条例の罰則に関する経過措置

広島県青少年健全育成条例の改正前にした改正前の広島県青少年健全育成条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

3 広島県警察関係手数料条例に関する経過措置

広島県警察関係手数料条例の改正前に行うことができる特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る手数料について、必要な経過措置を設けた。

★ 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（
条例第五十号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律において職業能力開発促進法の一部が改正されたことに伴い、次の条例について引用条項の整理を行った。

- 1 修学資金等の返還債務の免除に関する条例
- 2 広島県立技術短期大学校設置及び管理条例
- 3 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例

二 施行期日

平成二十七年十二月二十二日

★ 広島県税条例及び広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）（税務課）

一 改正の要旨

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律において農地法が改正され、農地を所有することができ法人の呼称が「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に改められたことに伴い、用語の整理を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）
（税務課）

一 改正の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、県税の徴収猶予及び換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法を定めるなど、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第五十三号）（
研究開発課）

一 改正の要旨

広島県立総合技術研究所における県民サービスの向上を図るとともに、利用者にな負担を求めするため、使用料及び手数料を改定した。

二 施行期日

平成二十七年十二月二十二日

★ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第五十四号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

住民基本台帳法の一部が改正され、本人確認情報を利用する事務が新たに同法に追加されたことに伴い、条例で定める事務を削除するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年一月一日

★ 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第五十五号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、施設長の資格要件のうち年齢要件を廃止するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年一月一日

★ 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十六号）
（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

国際的に普及が進んでいる食品衛生管理手法である危害分析・重要管理点方式による食品衛生管理基準を追加するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第五十七号）（教育委員会）

- 一 改正の理由
教育委員会の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる市町を追加するため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容
教育委員会の権限に属する次の表の上欄に掲げる事務を処理する特例の対象となる市町として、同表の下欄に掲げる市町を追加する。

事 務	対象市町
文化財保護法に基づく事務のうち、埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受付、指示及び命令等	廿日市市

三 施行期日

平成二十八年四月一日

★ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例（条例第五十八号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部が改正され、電子署名に係る認証業務を地方公共団体情報システム機構が行うこととされたことに伴い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止した。

二 施行期日

平成二十八年一月一日